

【秋の審査会 第3回目】

平成20年度

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

兵庫県農業共済会館 4階 会議室

平成20年11月25日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

## 公共事業等審査会 会議録

### 1 開 会

### 2 事務局からの報告事項

(事務局より配付資料の確認、本日の予定等について説明)

### 3 審査・協議等

#### (1) 追加説明

##### 1) 下水道事業の追加説明、質疑

#### 事務局

それでは、下水道課から説明させていただきます。

追加説明資料を1枚めくっていただきますと、内容のところ下水道事業として3点の説明事項がございます。1点目は評価調書の修正、2点目が大阪湾流域別下水道整備総合計画のCOD負荷量の兵庫県配分値について、3番目が21年度以降整備予定区域の現況についてでございます。

資料をめくっていただきまして、下水-1でございます。前回の説明をさせていただいたときに、猪名川流域下水道と、武庫川上流流域下水道につきまして、調書の1ページ目の事業を取り巻く社会経済情勢等の変化の2つ目のポツと、必要性の2番目のポツの考え方に不整合があるので記述を修正した方がいいというご指摘がございました。それで、今回具体的な内容も盛り込みまして修正をさせていただいております。社会経済情勢等の変化のところでは、一人あたりの水使用量の伸びは見られないが、開発計画、川西市の東畦野地区住宅団地でございますが、これらによる流入水量の増加が見込まれるということでございます。それで、必要性のところにつきましても、普及率は高いが、開発等による増加に対応した施設の増設を行う必要があると修正をさせていただきました。

それから下水-2でございますが、武庫川上流、流域下水道につきましても同じご指摘がございまして、社会経済情勢の変化のところ具体的に住宅開発事業、(三田市ウツディタウン)の進展等による水量の増加が見込まれると修正し、必要性の欄におきましても、住宅開発事業の進展等による流入水量の増加に対応した施設の増設を行う必要があると修正をさせていただきました。

次に2番目の大阪湾へのCOD流出負荷量でございます。下水-3でございます。前回OHPで説明させていただいたのは、関係府県全体の大阪湾に流入する負荷量でございます。このうち兵庫県分がどうかということ、今回整理をさせていただいております。平成16年現況で兵庫県では31t/日の負荷量がありまして、このうち下水道が14~15t/日くらいです。それが、現況の処理レベルで平成37年を予測しますと、これが16t/日くらいとなり、トータルとして28t/日になるとしています。破線で示している22t/日くらいが環境基準達成可能な負荷量でございます。これを上回るので、下水道としましては、高度処理を行うこととしています。これは、下の米印に書いておりますように、5,000m<sup>3</sup>/日以上処理場につきまして、高度処理を導入するという考え方で負荷量を計算すると24t/日になるということでもあります。しかし、それでも環境基準を守ることが困難であるため、下水道以外で、負荷量を20%削減すれば環境基準が守れるとしています。

それから、3点目でございますが、流域下水道事業予定区域のうち、21年度以降の整備予定になっているところの現況はどうかというご質問がございました。下水-4と5に主なるところを例示させていただいております。下水-4は、これは武庫川下流流域下水道でございますが、これで例えば右上に、赤とグリーンで表している山手台地区というのがございます。これは、大変申し訳ないんですが、前回お示した調書はグリーンと赤が逆になっておりまして、今回お配りしたのが正しい色でございます。それで、この山手台地区で今後の増加人口として約8,000人見込まれていますので、現在開発中のところを30年度までに整備をする予定でございます。また、この下のグリーンのところは、市街化区域ということで計画区域に入れておりますが、現況は山ということで今後の増加人口は見込んでおりません。市街化区域ということで、整備を30年以降としております。

その左側を見ていただきますと、西宮市内で名塩団地、国見台というのがあります。これも、現在開発中ございまして、今後約6,000人の増加が見込まれるということでございます。その他現況が主に山の所につきましてはグリーンで着色をいたしております。それからもう一つ、宝塚のところでも市街地の中に少し大きなカギ型の土地があります。これについては、生産緑地ということで市街化区域内で農地を持たれてる方について、今後も営農されるということで、生産緑地の指定が行われた区域であり、これについては指定から30年間は土地利用を変更しないということで、そこには、当面家が建たない。すなわち、下水を排出するようなものは建たないということで、赤で着色しております。

ほかにも小さな赤色の区域が点々とございますが、これは生産緑地が主でございます、それ以外に、私道であるために下水のパイプを、設置出来ていないところもいくつかあるようでございます。

この地域を写真で示している下水 - 5 を見ていただきますと、先ほどの右上の山手台でございますが、これが上の方と下の方で造成した跡がございますが、ここで開発をされているというところでございます。

この地区の下の方は、山ということで濃いグリーンの状態をご確認いただけたと思います。

それから左側の、名塩団地、国見台につきましても、開発が結構進んでおりまして、ご覧のような状況でございます。

それからさらに左側の市街化区域ですが、山ということでこのような現況になっております。

それから、生産緑地のところは右の少し下でございますが、見ていただきますと、このような田んぼ、ないしは農地ということでこのような色になっております。

以上3点ご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。どなたか、ご質問ございませんか。特にございませんか。

委員

大阪湾へのCODの負荷量なんですけど、これに関して、私の記憶ではそれぞれ他府県ですね、状況というかそれと比較して、兵庫県が、他府県と同じように、こういう目標できちんとやっているのかどうかとか、そういう比較の話ではなかったかなと思っているんですけど。

事務局

はい。これは前回は説明させていただきましたが、近畿府県に三重県も入りまして、大阪湾に流入する下水道の整備を進めることについて、関係府県が集まりまして、近畿地方整備局が中心となり、負荷量の削減計画を立てております。兵庫県につきましても先程説明した理由により高度処理を進めますが、他府県につきましてもやはり必要な高度処理を進めるということで、全体として環境基準を守っていくために必要な削減負荷量はいくら必要かということ、調整をいたしまして、各府県の許容流出負荷量の合意がなされたものでございます。

委員

もしおわかりでしたら、大阪とかですね、近くでは岡山であるとか、その辺りがどれくらいの量になるのですか。

事務局

大阪府が53 t / 日、奈良県が14 t / 日、京都府が23 t / 日、滋賀県が17 t / 日、三重県が6 t / 日、そして兵庫県の22 t / 日が許容流出負荷量でございます。

会長

よろしゅうございますか。ほかに。どうぞ。

委員

現況に比べて、なんかその、削減率というのはないのですか。

事務局

現況の負荷量279 t / 日のうち兵庫県が31 t / 日であり、これは本県の整備が結構進んでいるからだと考えられますが、各府県とも負荷量を削減するなかで、高度処理が若干おこなわれているところは、将来的にはかなり負荷を削減する必要があるという数字になっているようです。

委員

279 t / 日が何 t / 日までになりますか。

事務局

148 t / 日です。

委員

この率で見ればいいんですね。

事務局

はい、そうです。

会長

よろしいですか。

委員

兵庫県は削減率が少ない方ですね。

事務局

はい。高度処理が若干進んでいるということから、そういうことが考えられます。

会長

ほかにございませんか。ないようでしたら、私から1点だけ、生産緑地。分量にした

ら、しれていると思うんですが、使われる費用がどれくらいですか。

事務局

面積でしょうか。

会長

全部というか、とにかく大したことないというか、大したことではなければ結構です。

事務局

今、数字を持ちあわせておりませんので、都市計画課が所管しておりますので、また調べてご報告させていただきます。

会長

かなり、やっぱり大きいものでしょうか。それとも、大したことないものでしょうか。

事務局

いや、この図を見ていただきましたらわかりますように、市街地の面積に比べますと極わずかな量になります。

会長

はい。ありがとうございます。ほかにございませんか。ないようでしたら、次、林道の方の追加説明をお願いします。

## 2) 林道整備事業の追加説明、質疑

事務局

追加説明項目の内容といたしましては4点ございます。

まず、1点目は、前回調書事業内容欄、負担割合で国庫補助事業と県単独事業、両方記載しておりまして、総事業費にしめる国庫補助事業と県単独事業の割合についてのご質問でございました。P 1、2に資料を付けさせていただいておりますが、前のスクリーンには、その代表事例として、須留ヶ峰線分を表示しております。内容につきましては、国庫補助事業、県単独事業、それぞれの負担割合、事業期間、全体事業費、そして県単事業比率などを記載しております。

なお、県単独事業は平成5年に林野庁と自治省との連携事業として創設された地方交付税措置のある起債事業、ふるさと林道緊急整備事業などを活用したもので、これにより開設進度の促進を図っています。

県単独事業上段括弧書きには、その交付税算入額を表示しております。なお、21年以降は、財政的に有利な国庫補助事業を積極的に確保、活用していきたいと考えておりま

す。

次に2点目、2ページ記載の評価調書の修正についてであります。1点目と関連いたしまして、まず事業内容欄の負担割合につきまして、これまで国庫補助事業と県単独事業、両方の事業で取り組んできたため、五路線ともに両方併記しておりましたが、1点目の内容と整合を図ることとして、整理をさせていただきました。また、林道の整備を通じた公益性の記載がありませんでしたので、事業の目的の中に森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、という文言を挿入いたしました。

以上、個別の調書につきましては、3ページから7ページまでのとおりであります。

3点目には、8ページの二酸化炭素回収コストについてのご質問でございます。

林野庁事業評価マニュアルにおいて、炭素の固定便益では、火力発電所における化学吸収法による代替コストとして、1炭素tあたり、12,700円となっております。

一方、最近の企業ベースのCO<sub>2</sub>の取引価格は、昨年の例では8ページの2のとおり、取引手法により単価差はありますが、平均で2,500円程度となっております。

世界におけるCO<sub>2</sub>取引価格も、例えば企業に排出枠を設け、その枠を越えると罰則規定のあるEUなどでは、高値の取り引きが行われており、また京都議定書に批准せず自主的に排出削減を行う、アメリカなどでは3～4ドルと各地域、各国の事情に左右されているとの情報でございます。

なお、最近では二酸化炭素回収技術の発展に伴い、このコストも低減されるとの試算結果もあり、今後は費用便益算定コストの見直しも予想されます。

4点目でございますが、9ページ記載の、国内産木材の生産に関する国の施策方針であります。

平成13年7月、21世紀における森林及び林業に関する施策の基本方針として、森林・林業基本法が施行され、その基本法に基づき、18年9月に策定された森林・林業基本計画の概要を9ページの左側に記載しております。特に、基本的な方針では、国産材の利用拡大を軸とする、林業、木材産業の再生、国産材の復活をめざすとして、講ずべき施策の中で1～3などの方針を定めています。

また、本県では18年3月、めざす施策方針として、兵庫農林水産ビジョン2015を作成しておりまして、現在それぞれ国の施策と関連を持ちながら、進めているところでございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。どなたかご質問ございませんか。はい、どうぞ。

委員

前に出ていたかもしれないのですが、国における外材の輸入の見通しというか、長期的な目標のようなものは出ているのですか。

事務局

長期的には、この森林・林業基本計画が、今後20年の先を見通していこうという計画でございます。5年単位で、見直しはかけられますが、その中でも外材のいわゆるその状況、例えば、この前の説明でもロシアの関税、輸出税の大幅な引き上げ、あるいは中国の木材輸入が非常に多くなった、また一方では、違法伐採問題も南洋材でかなりありまして、こちらの規制も厳しくなるというような、輸入外材を取り巻く環境が厳しくなってくるというのは国の方でも言っております。

委員

なにか定量的に出してるようなものはあるんですか。数字的に、どのくらい、日本の輸入量がこれから減ってくるだろうといったようなものは、まだ出てないですか。

事務局

そうですね。自給目標を高めようという中で、議論をいろいろされているような状況です。

委員

それじゃあまあ、定性的な話になっているわけですね。

事務局

はい。そうです。

会長

定性的というより、希望的というか、かなりあるんじゃないかと思えますけど、とにかくそういうことです。ほかにご質問ございませんか。

特にないようでしたら、追加説明はここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

先ほども申しましたように、ここで、一番中心議題の審議案件ところに入らなければいけないのですが、まだ委員の先生、お見えになっていないので、先に、審査・協議等の、河川、ダムの説明に移らせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

そしたら、河川、ダムの方に移りたいと思います。



( 2 ) 継続事業に係る審議案件の審査 ( 下水道事業、農道整備事業、林道整備事業 )

( 1 2 月 3 日の審査会で審査 )

( 3 ) 継続事業に係る審議案件の説明、質疑

1 ) 事務局より河川事業について説明

審議番号 2 3 一級河川淀川水系猪名川

審議番号 2 4 一級河川淀川水系一庫大路次川

審議番号 2 5 二級河川夢前川水系水尾川

審議番号 2 6 二級河川富島川水系富島川

審議番号 2 7 二級河川大津川水系大津川

審議番号 2 8 二級河川夢前川水系夢前川

審議番号 2 9 二級河川法華山谷川水系法華山谷川

会長

ありがとうございました。どなたかご質問、ご意見ございますでしょうか。

ただいまのご説明でありましたように、河川は、事業期間が非常に長い、すぐなんか言うと、30年ぐらいかかる事業が出てくるということ。それからもう1点はB / Cがむちゃくちゃ大きい。例えば河川の33ページの14.7のように、これはもうほかの事業と比べる場合に、全然これじゃ比較にならないということになってくると思います。ほんとは今回取り上げます事業につきましては、全部継続でございまして、しかも80%、70%の進行をみております。それでもあと10年くらいはかかるだろうと。時間がかかるところでは、井堰一つはずすのに10年、橋一つ架け替えるのに15年かかるというようなところがございまして、はたしてほかの事業と同じような審査をしていいのかどうかということ、疑問に思ってます。

どなたか、ご意見ございませんか。

委員

ちょっと、あのいくつかあるんですけど、後ろの方からいきましたら、赤穂の大津川ですか。大津川の治水安全度は、計画洪水の1 / 100で、武庫川なんかと同じぐらいの計画規模ということになってますけれども、一方、夢前川とか、姫路の近くの川が1 / 20でしたか、その辺りの基準でどういうように、この大津川が評価されているのか教えていただきたいと思います。そういうことで、大津川の場合、この写真を見ますとかなり、例えば河整 - 37で見られますように、かなり自然的な地域だと思うんですけども、相

当護岸で垂直のこういう、排水路のような形になってしまっているんですけども、安全度との関連でこういうことになるかと思えます。その辺りの評価について教えていただきたい。

それと、最初の方で上がっていました、猪名川の整備計画で、県管理の部分でどんどん整備を進められていくわけですけども、一方で国の方の、銀橋の狭窄部がどういうふうの開削をすとか、いろいろな案が出ていると思うんですけども、すでにそれが決定されているのかどうかですね、上流がどんどん整備されてきますと、ますます銀橋の狭窄部で氾濫、湛水が増えてくるという危険がありますし、その辺りのバランスが非常に難しいところです。本当はこれも県管理でやっていただければ全体を見通して、本当に統一のとれた河川整備ができる。地方分権との関係は、河川について少しそういうことを進めていこうというような動きもあるようですけども。こういう河川なんかもそういう点で、見通しのいい総合的な河川整備がなされるためにもですね。その辺りの関係がどうなっているのか、教えていただきたいと思えます。

まずその2点について少しお願いいたします。

#### 事務局

前後しますけども、最後の進めた猪名川の件でございますけども、委員おっしゃるように、今、淀川の河川整備計画等の議論がなされてございまして、猪名川の開削で、河整 - 3 ページの位置関係でご確認いただきたいんですけども、ちょうど銀橋という表示がある部分から、上流域が、兵庫県が管理してます河川、一級河川の中でも指定区間になってございます。それから、下流域が直轄の管理区間になってございまして、さらに河口付近になりますと、再びまた県管理というような状況になってございまして、当然銀橋の狭窄部の開削につきましても、下流からの整備に合わせて掘削を進めるというのが基本でございまして、上流部の整備を進めてます部分には、河道拡幅等伴うような拡幅整備もやってございます。基本的には下流の掘削から順次スタートするという状況が基本と考えてございまして、今の淀川の整備計画の中でも、狭窄部の掘削、下流をみての掘削という議論もなされてまして、当然この分で行きますと、銀橋部分が一番の狭窄部になってございまして、その分につきましても、下流の整備計画に合わせて、調整して掘削をすると、整備計画以前からの、全体計画等でも下流の掘削等、確保をして進めるという基本で進めてございまして、新たに整備計画の中でも、さらに精度をみながら、調整しながら進めるというふうに考えてございます。

## 委員

下流から当然やられると思うんですけど、銀橋の基準流量といいますが、通過可能流量を決して超えない形で上流は進められるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

## 事務局

委員の方から、大変今日的な、話題の多い淀川関連の猪名川のご質問、ご指摘いただいたんですけども、この件につきましても、淀川で今よく新聞紙上で載っていますような、国からの整備計画を作るにあたっての意見照会というのが、兵庫県の方にもまいております。猪名川も淀川水系の中の一つでございますので、この件につきましても今、国といろいろとやりとりをしております、その中で基本的な考え方は、これまで国は銀橋より下流を完全にさわるまでは一切上流はまかりならんということだったんですが、ちょっとそれでは、兵庫県もたまらないと、いつもその銀橋から上流で氾濫が起こるようでは困るということで、できるだけその銀橋より下流で部分的な改修が、例えば1/10で今進めてるんですけども、それが済めば上流も1/10見合いを開削させてくださいというようなことで、今調整している最中でございます。で、そのことも含めて意見を返そうと思ってるんですけども、まだ結論はみえておりません。で、今委員が先ほどおっしゃいました、分権の関係でですね、確かに下流が国が管理してる区間がございましてですね、例えばそれを全部兵庫県が管理するとか、あるいは誰か一人が管理するということになるとですね、その辺の整合はとれるんですけども、もう一つその大阪府がですね、下流の大阪府側を管理しているという、非常にややこしいところございまして、誰がこの代表者のリストを管理するのかということで、端的に言えば、国がやるのがひょっとしたらいいのかなとかですね、関係者がいっぱいいるから。ただ、大阪府だけとか、兵庫県だけというわけにはいかないと思っているんですが、その辺は今確かに分権とか、あるいは河川の権限委譲とかですね、いろいろ議論してますけども、どちらかというところ県や府がもらうという議論は多いんですけども、国へお渡しするという議論はあまりなくてですね、やはり分権という精神論がありますんで、そんな中で議論をしておりますけども、ここの銀橋につきましてもですね、ちょっと冒頭申し上げましたように、下流が1/10で済めば、上流も1/10見合いのですね、受け渡しだけの流量分は開削さしてほしいというようなことで、今調整しておるところございまして、国となかなかまだそううまくいってないんですけども、今進行中のお話でございます。

## 委員

ありがとうございました。国の方も、開削をすべきかですね、またバイパスとかいろんな案を検討しているところかと思しますので、十分情報を収集の上と言いますか、情報交換をなさって進めていただきたいなと思います。といたしますのは、やはり、銀橋の氾濫なんですね。常に繰り返されておりますし、それをどのように低減させるかというのは、本当総合的な知恵がいるかと思しますので。

## 会長

ほかにございませつか。はい、どうぞ。

## 委員

今ごろこうということ言うのもなんですが、現計画と再評価時点というのがありますよね。それで総事業費が増えたり減ったり、減っているものはここではないけれども、増えている事業がある。これについてやはりどうして増えたかということはどこかに記載されていますか。そういうことも、一応、継続事業を判断するときには、評価をしなければいけないかなという気がします。

それと事業によって、その進捗度が少しおくれたり、早くなったりしているのは何故か、事業の進捗度が遅れているのをもう少し上げようとか、予算の問題もありますが、そういう議論も、我々としてはやらなければならないんじゃないかなというふうに思ったりしています。

それと、残事業費が斜線で計上されてないのは、これはなにか理由があるのですか。今ごろになって申し訳ないんですが、ちょっと気になったもんですから。

## 事務局

はい、すいません。残事業費、斜線で計上してないという部分、申し訳ございません。これは、記載漏れの形でございます。申し訳ございません。

それと、事業費新旧につきましては、当然今回再評価を受けるときどきで、全体事業については残事業費も含めて見直した形で整理させていただいてございます。ただ、調書にすべてが、一応こういう形で総事業費として整理させていただく形で今まで整理されていた。

## 委員

だから、まあ一番最初の河川 - 1 で240億円が212億円になってるわけですね。それは、こういう理由でなりましたという、なんか理由はあるわけですか。

## 事務局

はい。当然その時点で残事業費、今までの進捗等みてですね、見直してそれぞれ概略で積み得た形で整理してございますので、ここには説明できるような形でなっております。

## 委員

特徴的なことがあれば、こういうことで事業費は増えているが実施しなければならないという説明があればすっきりはしますね。今まで、ちょっと議論してなかったんですけどね。

## 会長

どうぞ。

## 委員

猪名川のとこなんですけど、全体的に、河川の工事期間が長くて、もちろん工事費も高くて、ちょっと判断の基準を越えてしまうんですけども、この猪名川の河川で、例えばその銀橋から下流に向かっては、これは県がやるということなんですけど、例えば河整-5のところ、川の横に川西篠山線、これ県道なんですけど、この県道がずっと通っていて、川西の駅までずっとつながってますね。この県道をバスが通ってますけど、道幅は非常に狭く危険です。もう車がお互いにこう、対向車がすれあうような幅しかないんで、さらにその道の、川と反対側には、道すれすれに建物が建ってるというふうな状況が、この川に沿って、川西の駅まで続いているんですね。水の被害に対応して、河川工事というのがなされるわけですけども、そういう浸水、川が流れておれば当然いろんな水害が起こってくるわけですけども、その水害に対応できるような、土地利用なり、市街地計画なり、そういった何か河川整備事業とは違った種類の公共事業との整合性の中で、こういう川をどう扱うかということを考えてもいいのではないかなということ、ちょっと漠然とですけど考えております。ここを震災後、バスで走ったことがございます。

## 会長

非常に貴重なご意見ありがとうございます。これは、県土の総合利用みたいな話になってくると思いますが。ほかに、川に沿って県道なり、国道なり走ったところでは同じようなことがずいぶん起こってるし、いったいこれは、堤防なのか道路なのか、現場の人に笑われたことがありますけども、どっちかわからないようなところがずいぶんあります。その辺も含めて、今後やはり県道整備の辺から考えていただきたいというように思います。

ほかにございせんか。はい。

事務局

すいません。委員の方からご質問いただいて、ちょっと答弁させていただいて。

委員がおっしゃるのは、全体7件の議案を説明させていただいて、それでの治水安全度の評価に関するご説明と思うんですけど、基本的には過去それぞれの河川が非常にスタート年度が古いこともございましてですね、最近では先ほど委員がおっしゃったように、例えば武庫川は基本方針として1/100とか、下流の河川の、下流域の市街地の状況とか河川の状況に合わせて、治水安全度を整理していただいております。

おっしゃるとおり確かに水尾川等は昭和43年時点からの計画でスタートしてございまして、そのときに1/100という評価で、計画でスタートした経緯がございまして。一部、ごめんなさい、大津川等でございますね。で、基本的には大津川につきましても、河川整備計画を15年度に策定したときに、一部その辺も含めて見直し等も検討した経緯もございまして、残事業費と、全体、地元に入っている事業を進めて続いた中での地元との協議等々からですね、残事業費等を1/100の河川整備計画に整理した形になってございまして、新しく最近に整備計画等を整理する中では、当然、川の重要度、想定判断区域内の資産等をふまえて、基本方針を定めて、整備計画レベルでさらに安全度をどうするかという議論をさせていただいてまして、最近であれば、戦後最大なり、事業最大、今までの積み重ねてきた事業の経過もふまえてございましてですね、事業費等もにらんで決めていくような現状でございまして、今回案件としてあげていただいたのは、非常に恐縮な話なんですけど、非常に古い案件でその当時の残事業費、今までの投資をみて整備するような状況でございまして。

委員

なかなか、いったん決めたら変えにくいと思うんですけども、ほかにも重要河川がたくさんあって、市街地等で非常に低い治水安全度のところが多々見られますけれども、なんかやっぱりそういうところにも、もう少しシフトして安全度を高める努力が必要ですね。一方でこういう、自然河川として非常に貴重な、動植物とかそういうものを保全できる河川がこのようなかなり人工的な川に変わってしまっている。これも、治水安全度の設定がですね、もうずっとこのまま変わらないと思うんですけども、少し見直しが必要な河川があるんじゃないかと思っておりますので、ぜひご検討いただければと思います。

事務局

河川整備計画等の検討と合わせて、全体、限られた事業予算の中ですので、その辺

の見直し等の作業も、今、やっている状況ですので、またまとまったらその中で整理したいと思います。

会長

はい。ほかにご覧いませんか。特にご覧いませんようでしたら、河川に対するご質疑は一応終わりにして、ダム二つ残っております。ダムまでやっていただいて休憩に入らせていただきたいと思います。

## 2) 事務局よりダム事業について説明

審議番号30 与布土生活貯水池建設事業

審議番号31 西紀生活貯水池建設事業

会長

ありがとうございました。どなたかご質問ございませんでしょうか。

こうやって取り上げると、非常に大げさというか、大きな工事みたいにみえますけども、実際に現地に行きましたらダムには違いないんですが、たいして大きなものじゃなくてせいぜい2、30m高さが、それくらいの小さなものでございます。ただ、やはり時間がかかりますのと、お金がかかりますので。

どなたかご覧いませんか。

委員

この朝来市のダムなんですけれども、これで利水の関係は最近この利水量がかなり減少というわけではないんですけれども、停滞気味ですが、現状としてですね、どの程度の数値であるのか、実際にはそういう過去からの水需要量の流れを示していただけだと思います。利水として上げられる以上、やはりバックデータとして現在の水需要状況というのがどうなのかというデータを示していただいた方が、判断しやすいと思うんです。それで、ここの場合、確か生野ダムの下流の取水で、三菱マテリアルでしたか、その利水が大きすぎるといいますか、利水権を返還されるかと思うんですけれども、それで朝来市としてその分を引き受ければ、このダムを作らなくても水量が確保できるかと考えられますけれども、その辺りのバランスですね、事業費比較とか、そういうことについても少しお示しいただければと思いますが。

事務局

与布土ダムの水道、利水の実績等の話なんですけど、一つは生野ダムの関係で委員がおっしゃったんですが、三菱マテリアルの部分は確か発電用水、発電としての許可でござ

いますので、多分利水転用という話はない。で、発電事業についてはまだ正式に議論は受けてないんですけども、どっかに譲渡なり、廃止という話は聞いてございます。ただ、発電用水としての形ですんで、上水というのは全然別のものという形。で、同じ朝来市、当初与布土ダムについては旧山東町の簡易水道の水源という形で計画してございまして、朝来市におきましても水道用水の整備に合わせまして水道水源の施設整備も進めてございまして、その中でも水道事業としての評価を、こういう公共審との場で受けてございまして、それでも事業としても与布土ダムを水源とする事業についての評価を受けて、その中でも妥当という評価をいただいております。

合わせて水道用水の見込みのお話でございましたけども、今現在朝来市は与布土ダムを含めて、全体的には日量4,100m<sup>3</sup>/日の計画ということで進めてございます。従前の計画。そのうちに、与布土ダムの1,310m<sup>3</sup>/日を給水量ベースであててございまして、今の実績として平成18年の手元のデータで日量約3,500m<sup>3</sup>/日ぐらいの実績がございまして、朝来市さんは川の近くの市ですけども、水道の水源としてはほとんど浅井戸に頼ったような状況になってございまして、水道の、先ほど言いました水道水源の整備の中でも、そういう老朽化しています浅井戸と、取水量が減っているとか、あと過度のくみ上げ等により水質の悪化等がみられるということで、そういうのを廃止して与布土ダム、ほかにもう一つ表流水等の水源も持っています。そういうふうに切り替える計画で進めてまして、そういう形でいきますと、今の計画給水量についても、そういう水源の整理合わせて与布土ダムを位置づけて、伸びってという話、そんなに大きな伸びはないんですけども、15年と18年のデータしかないんですけども、15年で約3,000m<sup>3</sup>/日、18年で3,500m<sup>3</sup>/日ということである程度の伸びは、水洗等の普及かと思うんですけども、そういう伸びがあって、その中で水道水源として整備されとるというふうに聞いてございます。

#### 委員

そのあたり簡易水道ですか。地下水に頼ってる点を今回新しい水源に改善するというような説明が必要かと思えますし、できればそういう経年的な水需要に関するデータというのは上げていかないと、これからはなかなか県民の納得が得にくいところかと思えます。水需給に関してはかなりみんな、どう言うか、神経をとがらしてる部分がありますので、ぜひきちんとしたデータを示していただければと思います。

#### 会長

ありがとうございました。ほかに、特にございませんか。



## 委員

ダム事業について、先日も県と国との協議が行われておりましたけれども、ダムは造るときに、国と県で協議が整って事業着手をして、その建設途中でああいう問題が起こるといことはレアケースですか。

国と県とか市との関係というのは、建設期間中は一応順調に進めていくということになるわけですか。例えば今のような利水の需要が少なくなったとかいうことになって、もうダムはいらないんじゃないかといったような、話が途中から起こりうる場合もあるのですか。

## 事務局

国との関係でいきますと、当然、河川整備計画をまずきちっと位置づけて、その中でダムを位置づけてということで、当然その中で国との協議等も、当然地元も含めて協議と。そのあとダムについては、技術的な協議という部分は、その都度大型構造物ということで、実際に国との協議の場は継続的にございます。あと、計画の見直し等々のお話でございましたですけども、例えば金出地ダムは今、当方で今やってあそこにつきましては、一部利水者の撤退というお話がございます。そういうときには当然ダムの事業計画の見直し、変更になりますんで再度改めてダム事業そのものをどうするかという、治水サイドの事業をどうするかという含めて、中の整理と国との協議も当然発生します。

## 委員

わかりました。

## 会長

よろしいですか、ほかに。

## 委員

関連しまして、これからの姿勢としては、やはりダムによって、マイナス面も大きいということがいろいろ指摘されているところであります。現にそういう動植物の移動でありますとかですね、さまざまな対処の問題にしましても、下流への土砂の補給がそこでカットされてしまうと、さまざまな問題点が指摘されているところですから、ダムによってのそういうマイナス面と、利水とか治水での県民としてプラス面とのですね、その関係をきちんと精査した上でダムの提案がなされるべきであろうと思います。これからのダム計画に関してはやはりそのところを、十分県民が納得するような形で示していただかないとあとからも問題が起こりますし、まず県の姿勢としても、自然環境を保全するというのを全県的に重要視して打ち上げておられるところですので、温暖化の

問題とも関連してくるかと思えますけれども。やはりそういうところの姿勢が、きちんと統一がとれてですね、すべてに関してそういうことを検討した上でどうしてもこのダムが必要なんだ、ということで上げていただく必要があろうかと思うんです。それで、先ほどの篠山市にしましても、もう一つの朝来市においても、市としてはこの費用がかなり発生してくると思うんですけれども、利水に関して水道関係の費用は十分払えるということで、賛同いただいているということなんですね。

#### 事務局

水道事業につきましては、それぞれ各市さんにおいて、事業を簡易水道との事業を実施してございまして、当然、厚生省の補助をいただく形でその費用負担については、当方の方には何もございません。市町の話でも水道として必要不可欠な事業だという位置づけで進めてございまして、そういうのではございません。それから、環境面マイナス面も含めてのお話でございまして、我々も与布土、西紀を計画する時点からも、そういうのを想定し、総合的に検討した上で最終決定して進めておるといような認識でございまして。

#### 会長

ありがとうございました。

今日は成立しない見込みの方が強いのですが、せっかくダムの話、河川の話が出ておりますので、河川整備計画につきましてご説明を承ってそこで休憩を取りまして、そして事後評価につきまして協議したいというように思います。よろしゅうございますか。では、次に河川整備計画の方をお願いします。

#### 事務局

会長、すみません。一つ、ダムに関連してご報告しておきたい件がございます。武庫川ダム事業の件なんですけども、武庫川ダム事業につきましては、平成15年度に再評価の審査をこの場でいただきまして、そのときに当審査会の方から河川整備の基本方針、河川整備計画の策定に必要な調査に限定して継続するという事は妥当という評価をいただいたところでございまして、その後武庫川ダム事業での、基本方針、整備計画の策定に必要な調査を平成16年まで行った状況でございまして、事業としての調査はそういう形です。こういったところでございまして、一方、河川整備基本方針、整備計画の策定につきましては、住民等の幅広い意見を反映させるということで、平成16年3月に、学識経験者、地域住民等で構成します武庫川流域委員会を設置して協議を重ねておりました、平成19年10月に当流域委員会の方から、河川整備基本方針の原案に対する答申を

受け、その後、パブリックコメント等の手続きを経て、河川整備の基本方針案を平成19年の12月に、県の方の河川審議会からの答申を受けまして、この20年2月に法に基づきます国に対しての同時申請を行っております、状況でございます。今後の予定では、来年21年の秋には河川整備計画の現案を作成する予定でございます、この中で既存施設の治水活用、あるいは新規ダム等を総合的に検討していくということを、今検討等進めるところでございます、この作成します整備計画、河川整備計画にダムが位置付けられた場合ですね、それに際して事業化する際には、新規事業として当公共事業等審査会に改めて評価を受けるという形で進めさせていただこうというふうなことを考えてございますので、この場を借りてご報告をさせていただきます。

会長

何かご質問ございますでしょうか。まだ少し時間が残ってますし、またご意見承りたいと思います。じゃ、そのほかの河川での河川整備計画につきまして。

#### (4) 河川整備計画策定河川の報告

事務局

そうしましたら、河川整備計画を策定した事業について説明をさせていただきます。

説明の前に、事務局の方から経緯を説明させていただきます。

本日配布させていただいております、河川整備計画策定の報告をご覧いただきたいと思っております。その最後から2ページ目でございます。参考1というページがございます。公共事業等評価実施要領を付けてございますが、公共事業等審査会における審査対象事業の要件を第4条に規定してございます。第2項にアンダーラインを引いてる部分がございます。前項の規定にかかわらず河川事業については、河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会での審議を経て、河川整備計画の策定、変更を行った場合には、継続事業として審査したものとするという部分でございます。

今回、説明させていただきますのは、昨年度、河川整備計画を策定した明石市の瀬戸川と播磨町の喜瀬川の2件です。報告案件でございますが、質問等がございましたら、後ほどお願いしたいと思います。

(事務局より瀬戸川、喜瀬川の河川整備計画の説明)

会長

どなたかご質問ございませんでしょうか。特にございませんか。じゃ、どうもご説明

ありがとうございました。

そしたら、ここでちょっと事務局の方から。

はい。そしたら、説明をお願いします。

事務局

会長から、生産緑地の面積についてお尋ねがありましたが、武庫川下流の流域下水道で、全体区域が6,643haございまして、この内、生産緑地は約190haございます。ただ、生産緑地に隣接する道路に下水道管が入っておればいつでも接続できるということから、実質整備ができてない生産緑地は約80haです。全体区域に対して1%ぐらいです。以上です。

会長

はい。どうもありがとうございます。そしたら休憩したいと思います。

( 休 憩 )

会長

少し休憩時間残っておるようですが、始めたいと思います。

事後評価の問題ですが、非常に内容的には難しいです。

まずは、手始めにこんなもんでどうやろうというのをやってみたというところぐらいです。

事後評価前にひとくくりがついているものから、前回の下水道等の関係、あわせて12件についてどういうふうにするかということ。それから、本日の9件をあわせて全部で21件ほどあります。その取扱いについてご意見ございましたら。

今までのやり方ですと、今までの委員の皆さんのご意見を加えた書類をつくりまして、きょうご欠席の委員はもちろん、ご出席の委員にもお送りいたしまして、そして、書面で審査したこともございますが、審査会はもう一回、12月3日に予定されております。そのときに審査するのが当然だと思いますが、ただ、そのときの案件が非常に数が多いので、1件ずつだと、一件に1分としましても、かなりかかるので、ちょっと進行につきましては、事務局と相談したいと思います。あるいは、まとめて、例えば下水道事業としてまとめるとか、あるいは河川は河川でまとめるとか、今ちょっと言っていたんでは、全部まとめてもいいんじゃないかという話もありました。それよりもやはり、知事にお答えする文書の作成というのがその12月3日では一番大きな議題になると思

います。その辺、包括してご議論いただきたいというふうに考えています。

運び方、それでよろしゅうございますか。

そうしましたら、とにかく、今まで伺ったご意見を軸にしまして、知事へのお答えの文書を含めまして、事務局の方と私とでまとめさせていただきまして、きょうのご欠席の委員をお願いして、皆さんにお送りするというところで、進めさせていただいてよろしゅうございますか。

特にご意見ないようなら、それで進めます。

今、ご意見、ご質問お持ちの方は、今出していただいた方がいいのではないかという事務局の意見がございます。何か今までのことでご質問ございましたでしょうか。

ダム、河川につきまして、特にございませんか。

#### 委員

すみません。大変基本的なことで恐縮なんですけど、もう皆さん当然の前提で質問、意見されていることかと思いますので、恐縮なんですけども、河川、ダムで、総事業費とうち用地補償費等々の記載が調書の上の右の方に出ているんですけども、総事業費がかわらなくて、用地補修費が減っている分、再評価時よりも現計画が用地補償費が減っている分で、事業計画としては伸びているというのは、工期が延びたので、その分、費用がかかって、総事業費がかわらないのかなという、想像をするわけですけども、この辺の説明というのはどこかに出ているものなんでしょうか。

それから、同じところでは、総事業費が例えば再評価時点よりは例えば河整 - 17の分なんかは総事業費が111億円から109億円に若干減ってまして、ただし、用地補償費はかわらない。完成予定年が延びている。けれども、その総事業費は逆に減っているというふうなことで、こういった数字がなぜこういうふうになってきたかということについての説明というのは、どこかに当然のように含まれているものなのかどうなのかということと、それと、非常に大きな事業ですので完成予定年度がどうしても延びていくというのは、わからないではないような気もするんですけど、延びていっている理由、再評価時からしたら15年ぐらい延びているのもあったかと思うんですけど、その辺の理由についてもちょっと基本的なことがわかってないからなんでしょうか。どこにもう入っているわけなんでしょうか。この辺、ちょっとすみません、教えていただければと思います。

#### 委員

河整 - 17の場合、再評価時点というのは、ここに書いてある平成15年のことと思えばよかったですでしょうか。

平成10年と15年とやっているけれども、一番直近の15年のことだというふうに思ったらいいんですね。それで、ちょっと今のお答えをお願いします。

会長

委員のご質問にお答え願います。

事務局

再評価と現計画時点での用地費、総事業費等につきましては、ちょっと説明等がもれた経緯があるかもわかりませんが、積み上げて整理した形で概数としてあげさせていただいてまして、個々の調書については添付等はしてございません。当然、それぞれの評価時点と現計画時点で、既に執行済等がございますので、その辺を積み上げて、なおかつ残事業費についても、現時点での残事業費も改めて整理させた上で、全体総事業費という形で整備させていただいたということでございます。

ですから、例えば、先ほどありましたダムの7で見ますと、再評価時点、それから現計画で用地費が若干減少しています。これにつきましては、ほぼ15年度時点から現計画に至る間に用地等の補償が実態として精算といえますが、終わったということで、精算の額を整理して上げさせていただいたと。あと、全体事業費につきましては、その残工事費、その後の計画地質調査等も踏まえて積み上げた形で、結果的に同じ事業費を計上させていただいておりますけれども、整理した上であげさせていただいております。

あと予定工期につきましては、それぞれ現計画時点で再度残事業費とあと全体的な投資事業の全体額、河川事業全体の事業費の枠、あと今年度から始まります新行革プランの中での投資事業の図面等で、そういう中で全体事業費、河川としての事業費を勘案して、それぞれの事業費を工程を当て込んでいったということで、全体的には、16年等の災害からの河川について言いますと、復旧事業等にここ21、22年度ぐらいまで投資をせざるを得ないというような状況の中からこのような形で評価あげさせてもらった事業については、若干進捗調整をして、全体事業費の中で進捗調整して収めるという形で、主に、事業化予算の絡みから工程等を整理させていただいて、こんな形にあげさせていただいたと、そんな経緯でございます。

委員

だから先ほども申し上げたんですが、今の河整 - 17は、総事業費が減っている。だから、調書のどこかで主な再評価時点から、例えば、これで河整 - 17だと総事業費が10億円減っているけれども、これは、主にこういう理由で減っていますというようなことが簡単にでも表示しておいていただいたら、それも再評価の対象としてそれで我々は評価しましたと

ということになる。ふえている場合は、こういうことでふえてますよといったようなことが付記されていると、我々としては非常にわかりやすいというご意見だと思います。

私もそうだと思います。今ごろ言って申しわけないんですが、これ見ていて、そういうふうにしたものですからね。

事務局

そしたら、資料としては、そこまでの資料を用意してごさいませんが、再度、整理して、事業費等の増減、大まかな理由ですか、その辺含めて説明させていただきたいと思っています。

会長

では、次へ持ち越しというか、宿題という形で。

ほかにごさいませんか。

特にならうでしたら、事後評価に入っていきたいと思っています。

#### 4 事後評価について

##### (1) 事後評価対象事業について

事務局

そうしましたら、事後評価の調書の説明の前に、事後評価の箇所の選定の考え方につきまして、事務局の方からご説明をさせていただきます。

春の審査会、7月9日の審査会で、この場で私の方から説明をさせていただきます、その場の意見を参考にしまして、要領および要領の細目を決定してごさいます。それが資料4の公共事業等事後評価取扱要領とその後段として要領細目を策定してごさいます。

内容につきまして、おさらいをさせていただきますと、これ資料4で前回の審査会のときは説明させていただきましたが、再度おさらいをさせていただきますと、この事後評価の目的につきましては、個々の事業の「(マル)」、「×(バツ)」を判定するのではなくて、評価の結果を今後の事業に活かしていくということがまずあげられます。

したがって、全数ではなく、今後活かせるような事業を選定して評価します。

選定の対象範囲は、審査会でこれまでに審査していただいた事業、これは、新規であるとか、再評価というような形での評価になります。そういうもので、既に完了しているものもごさいますし、現在継続中のものもごさいます。

ということで、ただ、古いものにつきましては、省かせていただきまして、ここ5年以内に完了しているもの、具体的には、平成14年度以前、県土整備部関係につきまして

は、平成14年度以前、農政環境部関係につきましては、平成13年度以前の完了については除かせていただいております。

この中から、ここ10カ年ぐらいの間に審査していただくということで、完了する時期、あるいは事業のバランス等も考慮しながら、箇所選定を一括して行うというふうに考えてございます。

本日は、その考え方につきまして、資料を用いて説明をさせていただきます。

資料1をごらんいただきたいと思います。

箇所選定の考え方についてということでございます。

まず、1番上の枠囲みが箇所選定の考え方でございます。これは、要領細目の第2の第1項に掲げてある条文でございます。(1)(2)のような考え方で基本的には選定するというところでございます。

選定の母数となる対象事業数でございますが、この公共審の場で審査していただいた箇所として286件でございます。内訳として、平成19年度までに完了したものが84件。平成20年度時点での継続事業がこれ199と書いてますが、198の間違いでございます。それと、21年新規3件と書いてますが、これ、実はこの春からこの秋にかけての新規案件でございます。これも3件じゃなくて、4件の間違いでございます。ということで、合計286件の母数があると。それに加えて、公共審には、公共審の場で審査していただいてないものも6カ所あげてございます。

これは、今後の事業に活かすという観点から、有効と考えたものでございます。6件でございます。あわせて292件の中から59件を選んでございます。その上の枠囲みのような今後に生かせるという観点から59件を選びました。59件なんです。例えば、道路であるとか、街路事業につきましては、幾つか束ねた方が評価しやすいというのがございますので、評価件数としては52件でございます。52件の内訳は、県土整備が40件、農政環境部が12件でございます。あわせて52件。

おおむね、この10年間でこれを審査していただくということで、大体年間4件程度ということになります。

一応、それが選定の対象事業数でございます。各事業の別の検証の視点と選定の考え方、52件の考え方を以下記載してございます。

まず、道路事業ですが、右に検証の視点と選定の考え方という欄がございます。道路を11カ所選びましたが、その考え方としまして、道路事業には3つの便益がございます。これは、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益ということで、通常



B / Cの算出には、この3つの便益を使うわけですが、この便益に加えまして、地域活性化等の定性的な効果を具体的に検証しましょうということで、11カ所を選んでおります。選定した考え方というのは、この下に書いてますように、時間短縮の目的に加えまして、観光であるとか、産業振興など、いわゆる副次的な、二次的な目的をあわせ持つ事業から代表的なものを選んでおります。一般的には、B / Cだけでしか評価されないんですが、我々がよくこういう場で地域の活性化とかいうことを言うんですが、その活性化とは具体的にどういうことなんだということをこの11カ所を通じて、具体的に示したいというふうに考えてございます。

街路につきましても6カ所を選んでございます。これも3便益に加えまして、まちづくりへの効果等を具体的に検証するという視点を考えてございます。

選定した箇所としましては、都市間を連絡する主要幹線道路のうち、全線完成を迎える3カ所、これは具体的には尼崎宝塚線、あるいは山手幹線、あるいは沖浜平津線の3カ所を選定してございます。

それとあとまちづくりと一体となって整備している連続立体交差事業等、これについても姫路、加古川などを選んでございます。

あと、交通安全では、3カ所を選んでございます。これは、交通安全のためということをこれまで盛んに説明しているんですが、具体的な効果を検証しましょうということで、これは、規模の大きな3カ所、幾つかある中で、規模の大きな3カ所を選定してございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

河川については、4カ所を選んでございます。これも河川事業もたくさんあるんですが、これも治水効果に加えまして、環境対策や参画と協働の取り組みの実効性がどのようにあるのか、どのようにあったのかということを検証したいと考えてございます。ということで、治水目的に加えて、環境整備保全に対して特徴的な取り組みを行った3カ所を選定してございます。

それに加えまして、今年の春に新規評価していただきました既成市街地での調整池ということで、船場川の調整池事業につきましても選定してございます。

なお、河川事業につきましても、大体が治水目的ということなんですが、これにつきましても、今後大きな効果があったときに、治水効果の検証が可能となったときに、必ずしも完了してなくても、部分的な区間でも必要に応じて事業評価をしていきたいというふうに考えてございます。

あと、ダムにつきましても2カ所選定してございます。これも治水効果に加えまして、周辺環境への影響結果を通じて、環境対策の実効性等を検証していくというふうに考えてございます。

これも、事業規模の大きい周辺環境への与える影響が大きいダムを二つ選んでございます。

あと、港湾につきましても、2カ所選んでおりまして、これは、港湾の利用状況に加えて、地域活性化にどういう効果があったかということを検証していきたいと考えています。

利用計画を見直しをした箇所であるとか、環境に配慮した構造を採用したような事業、こういうふうな特徴的な箇所を選定してもらいます。

海岸事業についても2カ所選んでおりまして、浸食防止の効果を検証していくということで、今後の工法検討に活用するための特徴的な箇所を選定してございます。

公園につきましては、3カ所選んでございます。これは、公園の利用状況に加えて、地域活性化等の効果や管理運営の課題等を検証するという目的で特徴的な箇所、あるいは参画と協働による管理運営等を行っている箇所を選んでございます。

3ページをお願いいたします。

鉄道事業については2カ所選んでございます。鉄道の利用状況に加えて、啓発活動など、事業の進め方の課題等を検証していくということで、地域で利用促進活動を行っている箇所を選定してございます。具体的には加古川線と姫新線、加古川線の電化高速化事業、それと姫新線の高速化事業を選んでございます。

市街地整備につきましても、3カ所選んでまして、公共施設整備等によって、周辺町づくりや地域活性化への影響等を検証していくということで考えてございます。

県住については2カ所。これは、県住の建て替えが団地再生にどのような影響があったかとか、あるいは、環境対策の実効性等を確認しているということで、明舞団地の先導的な取り組みであるとか、あるいはグラスパーキングの屋上緑化の先駆的な事例等、こういう箇所について選んでございます。

以下、農政環境部の事業でございますが、ほ場整備、それとかんがい排水・防災ダム、それと用排水路、4ページにかけての用排水路でございますが、これにつきましては、事業地内の作物生産状況、営農時間の短縮状況について検証するというふうに考えてございます。

ということで、ほ場整備3カ所、かんがい排水・防災ダム1カ所、用排水路1カ所を

選定してございます。

農道につきましては、路線整備によって地域の生産性がどのように向上したかを検証するという事で、1カ所選んでございます。

あと、総合整備事業としましては、その整備によって、地域が活性化したかどうかということを検証するという事で、いろいろな工種にわたって総合的な整備を実施している地区を選定したものです。これは1カ所でございます。

林道事業につきましては、2カ所選んでございまして、林道近傍の木材生産、森林の整備事業によって、事業効果を検証していきます。これは、事業規模の大きいものを選んでございます。

漁港漁村につきましても、2カ所選んでございまして、漁港施設の利用状況等によって事業効果を検証するという事で、日本海側、瀬戸内側に面する漁港をそれぞれ1カ所ずつ、規模の大きなものを選んでございます。

あと、近代化施設としまして、県産木材供給センター総合整備事業を選んでございます。これにつきましては、素材生産量であるとか、県産木材製品の出荷量によって事業効果を検証していくということを考えてございます。

以上、52件を選んでございます。

このようま考え方で選んでおりまして、いい結果が出る事業だけを選んだわけではございません。完成してみないと、実は我々にも結果の程はわからない箇所もあります。

あるいは、着手前は、定性的な言葉でしか表現できてなかったものが、具体的にどうなったかということは今から我々としても検証してみたい箇所を中心に選んでおります。

それと、あまり完了が先になる事業については、選定外として、今後それらがまた再評価を受ける段階でまた改めてこの場の意見を聞きたいというふうに考えてございます。

あと、今回というか、今から4件の評価結果についてご説明をさせていただきます。本来なら、その4件につきましても、この場の意見を伺った上で決定すべきところだったのですが、準備の都合もありましたので、事務局側でこの4件につきましては、先に選定をさせていただいたところでございます。

資料2が、全体の母数になる事業です。292件ですね。網掛けをつけてあるのが、事後評価をしようとする案件でございます。

考え方については以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

今の考え方についてのご質問でございますでしょうか。

300件ほど量もあるから、その中から全部はできないので、こういうことで選んだという説明でしたが。

事務局

それと、説明するのを忘れていたんですが、今後、今年につきましては新規評価は終わったんですが、来年度以降新規事業評価を受ける案件につきましては、その都度この案件については事後評価をするかどうかというのを、一応、我々としての考え方をそこで述べさせていただきます。なかなか全部というわけにはいかないんですが、事後評価した方がいいだろうなと考えられるものについては、その都度、その新規評価調書の中で記載をしていきたいというふうに考えてございます。

会長

ご質問ございませんか。

とりあえずということで、52件出てきた、1年に5件程度片付けていくという。

全般にいうことなら、たいしたことないようですが、考えたら、その年はその年でまた後ろから次が5件か6件追いかけてきているわけです。常に何十件かを抱いてて、その上にしかも新規ということと、普段の案件をやっていかななくてはならんと、大変な仕事になるわけです。どこまでできるかわからないですけども、皆さん方のお知恵をお借りして、よろしく申し上げます。

ほかにございませんようでしたら、さしあたりの4件。

早速ご説明をお願いします。

## (2) 事後評価調書の説明、質疑

### 1) 事務局より、道路事業「周世尾崎線」の説明

会長

ありがとうございました。

どなたか、ご質問ございませんか。あるいは、ご意見。

非常に効果があったという評価でございます。

委員

一つだけ、アンケートした方の住所みたいなのは分かるわけですか。

事務局

各地区、フェイスシートでっておりますので、それは、今、ご説明しましたのは、尾

崎地区、それから御崎地区、それから坂越地区という、この周世尾崎線、千種川の左岸側の地区でございますが、きょうご紹介しませんでしたけど、赤穂市中心の市街地のところでもそのペースで集計しますと、多少よくなったというのは、約4割ぐらいご回答いただいております。

#### 委員

地域住民ごとにご覧になったら、ちょっと苦情が出てるとしたらそこに住んでる人かも知れませんか。

#### 委員

スライドでは出なかったんですけども、参考のところでは住宅がだんだんだんだんはり付いていった経過が出ておりますね。この道路ができてからのはり付き方とそれまでの状況なんかはわかるのでしょうか。そうすると、その赤穂の発展というか、人口がふえるのが発展かどうかは別ですけども、たくさんはり付いてきたのは、やはり道路が完備した結果だろうとは思いますが、そういうのもどこかきっちり評価できたら、さらにいい方向への評価になるのかなと思います。

#### 事務局

これ昭和49年から55年、20年とこの昭和55年、20年というのは、少しスパンが飛んでおりまして、この事業を着手したのが平成8年でございます。そのときは、この一番20年のところで申し上げますと、横に斜めに左から右下に線が引いてあります。これは4車線の道路でございます、その上黄色に書いてあるところが市施行で事業をやったところということでございます。この区間は、区画整備と市が単独で市の街路事業で多分おやりになったと思うんですが、この道路が大体の市街地の居住地という意味では、骨格をなしている部分でございます、そのスパンの終わり方からして、適切なデータがこちらの方ではちょっと見つかりませんでしたので、そここのところは、正確な評価をできなかったということで参考でつけさせていただきます。

#### 会長

ありがとうございました。

時間の関係もございますので、次に第2番目。

次は、港湾事業。

## 2) 事務局より、港湾事業「尼崎西宮芦屋港尼崎地区」の説明

会長

ありがとうございました。

ご質問ございましたでしょうか。

特にございませんか。

ほかの輸送機関ですと、例えばトラックとか何とかの競合の問題ですね。あるいは、もっといきますと、ディーゼルなんかを用いている場合も、公害のこともあって、モーダルシフトをやらせた方がいいのか、やらせない方がいいのか、その辺について何かお考えございますでしょうか。

事務局

今回のダイハツの利用によって、交通量の増加は大体、日100台未満90台前後でございます。そういう意味からいけば、現交通量の数字と比べればそんなに交通負荷はかかっていないのかなというふうに考えております。そういう意味からいけば、モーダルシフトについては、どんどん積極的にしていくべきかなというふうに考えております。

委員

ここは、松下電器の工場は関係ないんですか。

事務局

松下プラズマ、PDPの工場がございます。それは、扇町地区ということで、場所をお示しします。

委員

ここから積み出すということはないんですか。

事務局

残念ながら尼崎西宮芦屋港は使ってもらっておりません。

松下の2工場が今、稼働しております。

やはり、外貿も含めてコンテナ航路が必要となりますが、現在、尼崎西宮芦屋港にはその定期航路がございませんので、現在使われていないという状況でございます。これから使ってもらいたいと、そう願っております。

会長

今、コンテナの話が出ましたが、どんどん大型化してますね。これ、どの辺まで対応できるんですか。

事務局

神戸港なんかではスーパー中枢港湾ということで、16m岸壁なんかもありますが、当地区で事業中の最深岸壁は、12mですので、かなり規模的には小さくなってくると思います。12m岸壁で3万tという船が接岸可能でございます。

会長

ほかにございませんか。

特にないようでしたら、どうもご苦労さまでした。

次に、公園事業。

時間が残りございませんので、できるだけ簡潔に。

### 3) 事務局より、公園事業「播磨中央公園」の説明

会長

ありがとうございました。ご質問なりご意見ございましたら。

委員

見込が年間40万人程度ということでしたですけれども、これは、当初の計画と比べまして、どういう状況になっておりますでしょうか。

事務局

計画面積で、何回か段階的に試算しておりますが、昭和52年時点で全体計画面積に対して約80万人という推定をしています。それを現在の開園面積の181haで換算しますと、約38万人となりますので、ほぼその目標は達成しているのかなと思っております。

委員

当初80万人ということでしたら、さらに増える方がいいわけですね。そういう意味で、いろいろな計画をあげておられますけれども、こうすればこれだけの投資に対して、とりわけたくさんの方が利用されるというような方策は何か。

事務局

今の80万人というのは、実は2期区域を含めたもので、まだ未整備のところがございます。この2期区域が数に入っていることから1期分の換算で申し上げました。2期区域は、自然林が大半を占め、キャンプ場等の計画があるところがございます。今の区域でさらに利用者数のアップを図ることにつきましては、管理運営協議会でいろいろなイベント等の実施や普段の利活用でもっと自然樹林を利用させていただくとか、その辺のところは、もう少し工夫したいと思っております。

最近の利用者の使われ方でいきますと、サイクリングロードとなる園路を整備しているのですが、実際には、中高年の方のウォーキングや、ハイキングでかなりの方が来ておられまして、若い人たちの自転車利用よりもそのハイキング等の方が多く、その状況は当初想定しておらず、そういうこともあわせて利用者数の増については、プログラムとか運営の方で考えていきたいというふうに思っています。

委員

研修施設とか宿泊施設もございませうか。

事務局

いえ、残念ながら、当初にはそういう話もあったんですが、今の計画の中では、あるいは既に整備している中にはそういう施設はございません。

会長

ほかにございませうでしょうか。

委員

加東郡の合併に伴う住民アンケートを見てて、おもしろいなと思ったんですけども、私、清水寺の楼門の設計をしたものですから、清水寺が例えば社町とか東条町だったら、この播磨中央公園と同じぐらい、住民としてはシンボルとして考えているのかなと思いました。それで、いわゆる滝野の人たちが非常にここを評価している。だから、できれば、これから加東市全体の象徴としての意味づけみたいなのをやはり努力していかないといけないと。そしたら、もっともっと上がってくると思うんですね。恐らく、入り込みがかなり多いから、その加東市に住んでいる地元の方だけの意識よりもむしろ周辺からの入り込みの方が大事だとは思いますが、自分が関係した建物があると、清水寺頑張りおるなというような、そんなことを思っただけで感想を言わせていただきます。すみません。

事務局

おっしゃるように、滝野町の住民の方の思いが押し上げているというふうになっていませう。

会長

特にございませうか。

委員

先程、あのグラフだったですか、最初は子どもたちがたくさん来られてたけれども、高齢の方たちが恐らく増えてきたというのは、この期間の間にやはり高齢化がかなり進んだ



のかなという気がしました。全体に、今度も淡路島の北のところはかなりのお金を使って県立の公園ができるわけですけれども、もうちょっと広域の方たちが来られないか、別の地域からも集まれるような工夫はないのかと思います。

それと、私も宿泊施設があってもいいのかな、そういうことも考えればというような感想を持ちながらお聞きしました。

会長

ありがとうございました。ほかにもあるかと思いますが、実は時間の方が非常に押してきました。最後の一つだけ説明を受けたいと思います。ほ場整備。

#### 4) 事務局より、ほ場整備事業「西谷・深谷地区」の説明

会長

ご苦労さまでした。

どなたか、ご質問ございませんか。

委員

反当収量っていうのはだいぶ上がってることになるの、ここは水稲ははどのくらい、500kgくらいですか。

やっぱり少しは水もよくなって、収量は上がるんですか。

事務局

反当収量は括弧書きをしておりますけれども、水稲が計画では10aあたり530kg見ておりましたけれども、実績では、510kgということで、これは、天候の状況とか、少しいろいろとかわかります。実績につきましては、JAからの聞き取りの5カ年平均の数値として出させていただきますので使っております。

会長

ほかにご覧いませんか。

これは、今までの3つと違いまして、ここにも出ておりました。すぐお金に結びつく話なんですね。B/Cはどのくらいになりますか。

事務局

B/Cをしっかりと出そうと思うと、非常にもっと細部の調査をやっていかねばなりません。ここでの作付につきましては、水稲、酒米、あるいは野菜の白菜とかトマトとか、いろいろな種類がありまして、それを全部の調査というのがなかなか現実難しいということで、先ほど水稲と酒米二つにつきましては、集落営農で耕作をした場合はこのような収支

状況になるということでご説明を主要な作物で示めさせていただきました。

会長

予定というか、事業を始める前の値ではどれくらい。

事務局

ここは、団体営の事業でございます、通常今まで、ほ場整備等で説明をさせていただきましたB/Cということで、投資効率という考え方を少し使っておりません、評価15年度、再評価時点にも所得償還率という言葉で説明をさせていただいております。これは、農家が負担する額というのが農業の生産性の向上とみて、どの程度なのかということで、負担能力があるかどうかということを見ておりますけれども、基準といたしましては、0.4以下でないとそれがいけないということになっておりまして、計画変更時点、前回の再評価時点で所得償還率が0.29ということで0.4を下回っているということで、事業としては妥当であるということで判断しております。

会長

ほかにご意見、ご質問ございますか。

委員

先ほどの収量でしたか、かなり予定計画よりも相当に高くなつたんですけれども、そうすると、かなり先ほどのB/Cなんかはアップすることにつながるんでしょうか。

事務局

先ほどのこの収支、試算は、すべての農地が集落営農の組織に一元化をされたということでの営農経費、あるいは維持管理のコストに実績値のところはおいております。現実には、まだ57%しか集落営農に集まってません。それ以外の農家の方では、やはり小型機械をまだ農業機械としても持っているというふうなこともありますので、現実の実績をそのまま本当に調査をして調べていくと、ここまでの試算値には届かないというふうに思います。

会長

いろいろまだあるかと思いますが、また事務局の方へ連絡いただいたらと思います。また事務局の方から先ほども申しましたように、これまでのところをまとめて先生方のご意見を伺いたいと思います。ぜひ、文章でも、電話でも結構です、お返事いただきたいと思っております。

今日は委員の欠席者が多くて採決するまで至りませんでした。ごちゃごちゃしまして、進行もうまくいかなかったところがありました。

じゃあ、事務局の方から何か。

5 事務局からの連絡事項

(事務局より次回審査会の予定等について説明)

6 閉 会